

我孫子市監査委員告示第1号

地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求に対し、同条第4項の規定による監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和元年9月9日

我孫子市監査委員 山口 幹 夫
我孫子市監査委員 甲斐 俊 光

我孫子市職員措置請求に係る結果

(令和元年7月11日收受 住民監査請求)

令和元年9月6日

我孫子市監査委員

我孫子市職員措置請求（住民監査請求）に基づく監査の結果

第1 請求人

住 所 千葉県我孫子市
氏 名 請求人

第2 監査の請求

1 請求書の受付（収受日）

令和元年7月11日

2 我孫子市職員措置請求の要旨

- (1)2019年7月は、我孫子市の「男女共同参画月間」であったにもかかわらずそれを公知していた「我孫子市民図書館」のサイト内におけるブックリスト「男女共同参画図書リスト」は十年以上前に作られたものがほぼ放置されたような状態で、更新もされず置かれていた。同じく、「STEP」（ティーンズ向けの図書リスト）「緩和ケアを知る 100冊」も十年以上更新されていない。
- (2)さらに、2019年7月現在、ティーンズコーナーの本に関しては2007年以降にスタートしたシリーズ(連続もの)の選書・購入がほとんどおこなわれておらず、また選書に当っては2019年4月に「口絵で決める(中身を読まずに決める)」「刊行後6か月を過ぎたものは図書館利用者のリクエストに応じない(選書・購入の対象にしない)」という図書館館長・館長補佐の、そのような選書をしている公共図書館を知らない(不適切と思える)判断を口頭で受けた。

以上の点において、我孫子市の図書館行政における市税の使われ方・運営方法に疑義を持ち、同程度の市民税を徴収している近隣自治体との比較として、大変遺憾ながら以下の通り監査請求を行う。

また、現時点では市税が適切に使われているとは判断できないので、以下の通り改善を求める。

3 措置請求

- | | |
|---|-----------------|
| (1) 我孫子市長 | 報酬の一部 600 万円の返還 |
| (2) 我孫子市教育長 | 報酬の一部 300 万円の返還 |
| (3) 我孫子市生涯学習部図書館館長 | 配置転換 |
| (4) 我孫子市生涯学習部図書館館長補佐 | 配置転換 |
| (5) 現我孫子市民図書館における「ブックリスト」および「ティーンズコーナー」担当職員の解職、若しくは配置転換 | |

4 事実証明書

<令和元年 7 月 11 日提出（請求書添付資料）・7 月 22 日提出（補正書追加資料）>

- | | |
|--|--|
| (1) ティーンズコーナーの蔵書について
別添資料 1 ~ 6 頁 | |
| (2) 市政へのメール(回答)
別添資料 1 ~ 2 頁 | |
| (3) 我孫子市のホームページにおける「男女共同参画週間と男女共同参画月間」
別添資料 3 ~ 5 頁 | |
| (4) 我孫子市民図書館のホームページにおける以下の図書リスト
「男女共同参画図書リスト」 6 ~ 8 頁
「STEP」(中学生におすすめする本) 9 ~ 12 頁
「緩和ケアを知る 100 冊」 13 頁 | |
| (5) 近隣自治体のホームページにおける更新・具体例として野田市・習志野市および白井市のサイトより(ティーンズ関係を中心に)
野田市 14 ~ 19 頁
習志野市 20 頁
白井市 21 ~ 22 頁 | |
| (6) 図書館協議会の具体例として、柏市による平成 30 年度図書館協議会の資料(抜粋) 23 ~ 29 頁 | |
| (7) 我孫子市および東京都豊島区の図書館の現状および平成 21 年度との比較材料 30 ~ 45 頁 | |
| (8) 公益社団法人・全国学校図書館協議会「第 64 回学校読書調査」の結果(抜粋) 46 頁 | |
| (9) 千葉県図書館の 2008 年・2018 年の基礎データ(千葉県公共図書館協会による) 47 ~ 55 頁 | |
| (10) 「このライトノベルがすごい！」(宝島社)の過去 3 年間のベストリスト 56 ~ 65 頁 | |

- (11) 近隣の参考になる自治体、および我孫子市図書館、参考データとして東京都豊島区の蔵書冊数およびティーンズ系図書(ライトノベル)の、レーベル別による過去10年間(2018年～2019年)および過去1年半(2018年1月～2019年6月)の購入図書冊数 66～80頁
- (12) 売り上げによるライトノベルのランキングベスト
(補正書追加資料) 81～84頁
- (13) 我孫子市の図書館に一年以内に購入を求めるティーンズ系図書のリスト
(ベーシック・暫定的なもの) 85頁
- (14) 「できそこないの魔獣錬磨師(モンスタートレーナー)」東京都内所蔵図書館データ

< 令和元年8月22日提出(新たな追加資料) >

- (1) 我孫子市長からの手紙令和元年7月11日付け「我孫子市職員措置請求書」
添付資料(2)と重複 1頁
- (2) 我孫子図書館の変化 2頁
- (3) 平成23・24年度の千葉県の各図書館の決算
3～4頁
- (4) 3レーベル(岩波ジュニア新書・ちくまプリマー新書・なるにはBOOKS)と蔵書構成に関する考察 5～6頁
- (5) 2017年度の所蔵冊数 7頁
- (6) 2017年度購入ティーンズ図書 8～13頁
- (7) 200904-201803 までに出版された岩波ジュニア新書の我孫子の蔵書件数
14頁
- (8) 200904-201803 までに出版されたちくまプリマー新書の我孫子の蔵書件数
15頁
- (9) 200904-201803 までに出版されたなるにはBOOKSの我孫子の蔵書件数
16頁
- (10) なるにはBOOKSの我孫子の全蔵書件数(冊数とは異なります)
17頁
- (11) なるにはBOOKS「力士になるには」の書誌詳細
18～19頁
- (12) 2017～2019年の「このライトノベルがすごい!」ベスト30のリスト
20～22頁
- (13) 同リストに基づくレーベル別データ
23頁
- (14) 近隣自治体におけるライトノベル上位10レーベルの所蔵件数(過去10年お

よび 2018 年の 1 年)	24 ~ 25 頁
(15) 埼玉県蓮田市図書館資料 (平成 29 年度図書館資料蔵書数)	26 頁
(16) 東村山市図書館資料 (図書館協議会・蔵書冊数)	27 頁
(17) 東京都豊島区図書館資料 (図書館サービスの推移・図書館経費の推移)	28 頁
(18) ベーシックに求めるライトノベルのシリーズ	29 頁
(19) 「できそこないの魔獣錬磨師」の所蔵図書館(東京都)	30 頁
(20) 平成 17 年に作成された我孫子市のティーンズ図書に関するブックリスト	31 ~ 34 頁
(21) 野田市のティーンズコーナー	35 ~ 36 頁
(22) 「LEAF. 50 中学生からの「読んでね！」リストに基づく野田市と我孫子市の比較」	37 頁
(23) 「LEAF. 50 中学生からの「読んでね！」の詳細	38 頁
(24) 我孫子市が最近買った「電撃文庫」のリスト	39 頁
(25) 野田市が 2019 年に買った「電撃文庫」のリスト(一部)	40 頁

5 請求の受理

- (1) 本件請求において、「我孫子市職員措置請求書」において、文字の削除、追加、事実証明書の追加を次のとおり、令和元年 7 月 17 日付けで請求人宛書面により補正を求め、令和元年 7 月 22 日付けで、請求人より書面による回答を得た。

更に同年 8 月 1 日付けで、「市税が適切に使われていない」と思われる資料我孫子市長、我孫子市教育長が市に与えた損害額、報酬の返還額の根拠となる資料の提出を求め、令和元年 8 月 5 日付けで上記資料の提出があった。

- (2) 本請求は、地方自治法第 242 条の規定に基づく形式的要件を具備していると認められ、同年 8 月 9 日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

本件我孫子市職員措置請求について、地方自治法第242条第4項の規定に基づき、次のとおり監査を実施した。

1 請求人による証拠の提出及び陳述

令和元年8月22日、請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

2 陳述の概要

＜令和元年8月22日提出した新たな追加資料に基づき請求人陳述＞

(1) 我孫子市民図書館電算関係費用について

図書館の決算に関する資料については、前回提出したものは、最新のものでしたが、今回提出したものは、千葉県公共図書館協会のデータで平成23年と平成24年の決算額ですが、平成23年度では799万円の決算が電算関係費と示してあり、平成24年度の場合は、それがゼロとなっている。確認できる限りでは、平成24年度以降、最新の年度に至るまで我孫子市の我孫子市民図書館の電算関係費用がゼロである。

(2) 我孫子市民図書館のティーンズ図書の蔵書数について

市政へのメールの回答では、平成21年度から30年度までを比較しても、アビスタ本館におけるティーンズコーナーの蔵書は、7,485冊から8,091冊と増加しているということは間違いのないところであるが、この図書の一番多かった年は、28年の8,386冊であり、それと30年度を比較すると約300冊減っている。また、我孫子市全体のティーンズの蔵書に関しても、一番多かった年が27年の11,060冊で、30年度は10,533冊で約500冊減っている。

(3) 3レーベルの購入について

平成21年度から30年度までに「岩波ジュニア新書」、「ちくまプリマー新書」、「なるにはBOOKS」の購入蔵書構成が629冊で、同じ期間でティーンズの蔵書は48冊しか増えていない。ティーンズコーナーの蔵書を減らして、この3レーベルの本を購入したということで、この3レーベルは購入されたもの全て、開架ティーンズコーナーに置かれている。また、21年度から30年度までに、この3レーベルの蔵書率は8.42%から14.4%に増えており、これらを考慮すると、この3レーベルの蔵書を増やしほかのティーンズ蔵書に関しては適切な選書を行っていないという判断をしている。さらに最近のティーンズ蔵書の

増え方からいうと、3 レーベル以外のティーンズノベルについても増やしても良いと思っている。

(4) 図書館職員との協議について

本年3月に、請求人から図書館館長と図書館館長補佐に、「このライトノベルがすごい！」というランキングの中からベスト30に入った図書をリストアップした資料を渡し、図書館側からはその時点で善処するというような話があったが、同年4月、その後の経緯について聞いたところ、検証中という回答であった。

その後、図書館へ渡した資料の中で1位の「電撃文庫」の購入したのは、1人の作家の1シリーズだけであり、これは検証も研究も何もしていないということである。

(5) 質疑応答について

① 質疑応答

(監査委員)

請求内容については、市長に対して600万円、教育長に対して300万円の報酬の一部を返還に加え、図書館館長、図書館館長補佐、及びブックリスト及びティーンズコーナーの担当職員の解任、若しくは配置転換ということによろしいか確認したい。

(請求人)

そのとおりである。

② 質疑応答

(監査委員)

我孫子市の図書館経費9,282.35万円における算定基礎について確認したい。

(請求人)

算定基礎については他市町村を参考にしている。

③ 質疑応答

(監査委員)

東京都豊島区を比較対象とした根拠について確認したい。

(請求人)

蓮田市、東村山市などのティーンズ図書データの公表にはばらつきがあるが、実際に行ったことがある豊島区のティーンズ図書の蔵書状況により、

比較対象とすることを判断した。

④質疑応答

(監査委員)

ヤングアダルト本を他の図書館からの貸借ではなく蔵書とした理由について確認したい。

(請求人)

我孫子市の図書館にその本が無ければ、ティーンズ（10代）はその図書館がある方に近い将来行くことになるでしょう。ティーンズが大人になって20代、30代になって10代の時と同じ本しか置いてなければ今まで借りていた時にあった図書館のある方に行くことになる。つまり我孫子市の未来を考えるためには、ティーンズの図書を入れるということ、金額的にも取り寄せてもらうよりは、買った方が安いというような経済的判断もある。

⑤質疑応答

(監査委員)

返還金の根拠として、図書館の電算関係費がゼロということ根拠としているが、我孫子市の場合は、全庁一括委託で年間約1,100万円程度あり、当然図書館としては計上が出てこない。このため、返還金の算定基礎となる部分が消えてしまうが、その点について確認したい。

(請求人)

これは私が調べた限りなので、そうであればこのデータの方に記載してほしい。

⑥質疑応答

(監査委員)

請求人の要望では、電算関係費が無いことによる返還金として、930万円のうち450万円を市長に対して要求されていますが、残りの480万円についてはどのように考えているのか確認したい。

(請求人)

半分は市議会である。私の判断としては、市議会に関しては任期とかいろいろ計算できないところが合ったので、責任みたいな感じのものとして、請求できるかどうか判断が難しかった。

⑦質疑応答

(監査委員)

我孫子市生涯学習部長、及び図書館担当職員に対する返還金の請求はしないのか確認したい。

(請求人)

それはよくわからない。ただ予算決算の責任者として出てきている名前はこちらの方で判断している限りでは市長とし、措置請求のとおりとした。

⑧質疑応答

(監査委員)

ヤングアダルト(ライトノベル)本は、読みたい方が購入するという選択肢について確認したい。

(請求人)

購入する方だと、ティーンズ(10代)は図書館に来ない。図書館に来れば、今まで知らなかった本に出合えることもあるし、棚を見ていて借りたい本があれば借りていく。読書の幅が広がると考える。

⑨質疑応答

(監査委員)

ティーンズ世代の方からご意見を聴取して、今回の監査請求に至ったということではないのか確認したい。

(請求人)

野田市では、中学生の読者を増やしている。中学生の読者を増やすために図書館が頑張っている。税金の使われ方としては、中学生と高校生に本を買わせるというよりは、図書館のヤングアダルトコーナーの棚の充実を図り、そこで読者の幅を広げるとするのが正しい図書館のあり方だと判断する。

3 監査対象部課

- (1) 教育委員会生涯学習部図書館

4 関係職員の事情聴取

令和元年8月22日に、次の関係職員に対し事情聴取を実施した。

- (1) 図書館館長
(2) 図書館館長補佐

なお、我孫子市長、我孫子市教育長については、市及び教育委員会を代表するもので、直接今回の請求に係る事務に関係していないことから、新たな

事実が確認できないと判断し、事情聴取を行わないこととした。

5 監査の期間

令和元年7月11日から令和元年9月9日まで

6 監査対象事項

請求の内容について総合的に判断した結果、次の事項を監査対象とした。

- (1) 「男女共同参画図書リスト」、「STEP」（ティーンズ向けの図書リスト）及び「緩和ケアを知る100冊」のブックリストが更新されていない。
- (2) 2019年7月現在、ティーンズコーナーの本に関しては、2007年以降にスタートしたシリーズ（連続もの）の選書・購入がほとんどおこなわれておらず、また選書に当たっては2019年4月に「口絵で決める（中身を読まずに決める）」「刊行後6か月を過ぎたものは図書館利用者のリクエストに応じない（選書・購入の対象にしない）」という図書館館長・館長補佐の、そのような選書をしている公共図書館を知らない（不適切と思える）判断を口頭で受けた。

以上の点において、我孫子市の図書館行政における市税の使われ方・運営方法に疑義を持ち、監査請求を行う。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係職員に対する事情聴取及び請求人からの証拠から確認した事実は次のとおりである。

- (1) 我孫子市民図書館のサイト内におけるブックリスト「男女共同参画図書リスト」、「STEP」、「緩和ケアを知る100冊」が10年以上も更新されていないについて

「STEP」（ティーンズ向けの図書リスト）については、令和元年7月11日付け「我孫子市職員措置請求書」、及び添付資料「市政へのメール（回答）1」（令和元年6月4日付け回答）で、平成17年度発行のため、内容改訂の必要性を認識している。また、今年度以降、改訂版の発行作業を進めていくとのことである。

「緩和ケアを知る 100 冊」については、同添付資料「市政へのメール(回答)2」(令和元年 6 月 26 日付け回答)によると、緩和ケア普及のための地域プロジェクト(全国 4 地域指定)の一環として、平成 20 年度から 22 年度まで国立がんセンター東病院と協働して、我孫子市、柏市、流山市の図書館がコーナーを設置し、がん緩和についての啓発を行った事業である。

我孫子市民図書館における事業は終了したが、がん緩和ケアコーナーは残し、関連図書を設置していく。また、厚生労働省関連の事業であることから、リストは「緩和ケア普及のための地域プロジェクト」が作成したため、更新は行っていないとの回答であった。

「男女共同参画リスト」については、平成 17 年 3 月に作成し、平成 24 年度から 30 年度まで関係部課と協議・検討を行い、令和元年度より改訂作業に着手することになっている。

「STEP」については、我孫子市民図書館の理念として長い間読み継がれていく本を紹介するというスタンスで取り組んでいるため、毎年改定するものではない。平成 30 年度では 1・2 年生分のリストの改定を行った。

- (2)ティーンズコーナーの本に関しては 2007 年以降にスタートしたシリーズ(連続もの)の選書・購入がほとんどおこなわれていない。選書に当たって「口絵で決める(中身を読まずに決める)」、「刊行後 6 か月を過ぎたものは図書館利用者のリクエストに応じない(選書・購入の対象にしない)」という図書館館長・館長補佐の判断について

「口絵で決める(中身を読まずに決める)」については、決して口絵だけで決めていない。毎週届く「新刊案内」に基づき、選定会議を毎週開催し、書評により内容を確認し、図書の選定を行っている。

「刊行後 6 か月を過ぎたものは図書館利用者のリクエストに応じない(選書・購入の対象にしない)」については、人気のある本は、概ね 6 か月を過ぎると、予約が落ち着くので、他市との貸し出しを行う際他市図書館との申し合せとなっている。

ティーンズコーナーの本に関しては、2007 年以降スタートしたシリーズ(連続もの)の選書・購入がほとんどおこなわれていないことについては、「我孫子市民図書館分野別資料収集方針及び基準、収集にあたっての留意すべき点について」に基づき、図書の選書を行っている。

その方針等の中には、3 ティーンズ図書(9)ティーンズ向け読みものでは、「ティーンズ向き」「ヤングアダルト向き」などとシリーズ化して刊行されているものについては、評価の定まったものを中心に収集するとあり、さら

に同(11)漫画では、アビスタ本館のティーンズコーナーでは、置き場所に制限があることから、文庫本を中心に収集することとして定めてある。

(3) 「市税が適切に使われていない」について

市税が適切に使われていないことについては、「千葉県の図書館 2018」（千葉県公共図書館協会）の資料により、「習志野市」、「八千代市」、「船橋市」「市川市」、「野田市」、「流山市」、「茂原市」（以下、「近隣市等」という。）の図書館の「資料費」、「電算関係費」、「総計」を提示し、我孫子市の電算関係費の記載がないことから、独自の計算方法により我孫子市の電算関係費 930 万円を算出している。

これを市税が適切に使用されていないと主張し、我孫子市長に対し予算原案、決算責任としてこの 930 万円の 2 分の 1 に相当する 450 万円の返還を求めている。

さらに、豊島区の図書館データの一般書の蔵書に含まれるティーンズ関係図書割合 5.62%を、我孫子市民図書館の一般図書の蔵書数 304,500 冊に乗じて我孫子市民図書館におけるティーンズ図書の蔵書数を 17,112 冊と算出した。

現在、我孫子市民図書館が所有する 10,533 冊に対し、算出した冊数の差分約 6,500 冊に、1 冊あたり 1,000 円の単価を乗じ算出した 650 万円を返還金とした。

算出した返還金を図書館の蔵書管理者の間接的任命管理責任者として 4 分の 1 以下 5 分の 1 以上の割合で、市長に対し 150 万円図書館の蔵書管理者の直接的任命、管理責任者として、我孫子市教育長に対し、市長に求めた金額の倍の額である 300 万円の返還を求めている。

2 結 論

○請求人の主張に対する判断

(1) 我孫子市民図書館のサイト内におけるブックリスト「男女共同参画図書リスト」、「STEP」、「緩和ケアを知る 100 冊」が 10 年以上も更新されていないことについて

「緩和ケアを知る 100 冊」については、国立がんセンターとの協働事業であり、この事業はすでに終了し、リストの作成も「緩和ケア普及のための地域プロジェクト」が作成したもので、リストの更新は行っていない。また、「男女共同参画リスト」についても、秘書広報課男女共同参画室との協働で行っており、今年度より改訂作業に向け動き出すこと、さらに「STEP」はすでに

1・2年生の改定は終了している。更に、リストの更新についての条例、規則、要綱の規定がなく、更新期間が長くなって常識的に疑義が生じるが、これが不法、不当という扱いにはならない。

- (2)ティーンズコーナーの本に関しては2007以降にスタートしたシリーズ(連続もの)の選書・購入がほとんどおこなわれていないことについて

我孫子市民図書館のティーンズコーナーの資料収集においては、「我孫子市民図書館資料収集方針第3条(3)」により、「収集する資料の検討は、図書館職員の合議に基づいて行う。この検討を受け、教育委員会が最終的に決定する。」(2)収集する資料の検討及び決定にあたっては、図書館の自由に関する宣言(日本図書協会)の精神を尊重する。また、日本図書協会における「図書館の自由に関する宣言」のうち第1の2項では、「図書館は、自らの責任において作成した収集方針に基づき資料の選択および収集を行う」と定め、さらに、「我孫子市民図書館分野別収集方針及び基準、収集にあたっての留意すべき点」の3ティーンズ図書では、収集に際しての留意事項として、(1)ティーンズ世代の直面している切実な問題を取り上げているか、(2)日常生活や学習に必要なものか(参考書類は除く)、進路検討に必要なものか(3)感動や共感が得られるか等11項目にわたり規定されている。

このうち漫画については、(11)一般書に準ずる。アビスタ本館のティーンズコーナーでは、置き場所に制限があることから、文庫本を中心に収集する。また、12選定に際して特に留意すべき資料についての(4)漫画では、(ア)完結した作品であること(イ)評価の定まっているもの(ウ)受賞作品(「文藝春秋漫画賞」「小学館漫画賞」「講談社漫画賞」「日本漫画家協会賞」「手塚治文化賞」等)であること等12項目について規定している。

これらの規定に基づき我孫子市民図書館では、館長をはじめ6名の司書による「一般サービス選定会議」を週1回行い、選定作業を行っている。

以上のことから、「我孫子市民図書館資料収集方針」、「我孫子市民図書館分野別資料収集及び基準、収集にあたっての留意すべき点について」の規定に則り資料の選定、収集を行っており、請求人の主張するシリーズ(連続もの)を収集しないからと言って、それが不法、不当であるとは言えない。

- (3)選書に当たって「口絵で決める(中身を読まずに決める)」、「刊行後6か月を過ぎたものは図書館利用者のリクエストに応じない(選書・購入の対象にしない)」という図書館館長・館長補佐の判断について

「口絵で決める(中身を読まずに決める)」については、前述の通り毎週1回開催される「一般サービス選定会議」において、選定されるが、その際「新刊案内」の書評に基づき新刊の内容を把握し、選定会議を行っている。

「刊行後6か月を過ぎたものは図書館利用者のリクエストに応じない(選書・購入の対象にしない)」については、人気のある書籍というものは、概ね6か月を過ぎると、貸出予約状況も落ち着き、図書館同士の貸し借りをを行うという近隣図書館による決まり事である。

このことは、請求人と図書館館長、館長補佐との話し合いの中で生じた発言であり、この発言の前後の内容の説明、証拠等が無いため、請求人の主張を認容することはできない。

(4) 「市税が適切に使われていない」について

前述第3「監査の結果」1 事実関係の確認で、請求人は近隣市等の「資料費」「電算関係費」「総計」を比較し、我孫子市民図書館の電算関係費の掲載がないことから、独自の算出方法により我孫子市電算関係費930万円を算出しているが、我孫子市では、平成24年1月より「電子システム包括委託」という契約形態で、市が使用する電子システムについて一括して契約を行っている。

市の情報政策課(情報管理室)が契約、予算計上、支出決算について管理しているところであり、図書館の電算関係費は概算で10年間の総額で¥113,949,646円(機器類に係る経費は除く)で、1年間では、¥11,394,965円であり、請求人の主張は失当と言わざるを得ない。

また、豊島区の一般蔵書に占めるティーンズ関係蔵書5.62%を我孫子市民図書館の一般蔵書数に乘じ、我孫子市民図書館のティーンズ関係図書数との差約6,500冊を我孫子市民図書館のティーンズ関係図書の不足分とした。

そもそも、豊島区と我孫子市では、財政規模、人口が大きく違うため、図書の分野別蔵書数等は、単純に豊島区の割合を我孫子市に当てはめることはできないもので、財政規模等の補正係数を考慮することが必要であると考えられる。

豊島区と我孫子市の平成29年度の一般会計の決算状況を比較すると、豊島区は¥117,286,332千円、我孫子市は¥37,277,061千円で、豊島区の約31.78%である。これを豊島区のティーンズ関係蔵書33,540冊に乘じると10,659冊となり、我孫子市民図書館が保有するティーンズ関係蔵書10,533冊と比較すると、98.81%で豊島区とほぼ同数の蔵書数となる。

さらに、我孫子市民図書館では、「我孫子市民図書館資料収集方針」、「我孫子市民図書館分野別資料収集方針及び基準、収集にあたっての留意すべき

点」にしたがって予算の範囲内で各分野の図書を収集しているものであり、財政規模、人口等が大きく異なる豊島区と比較し、これを我孫子市民図書館のティーンズ図書の不足数とする請求人の主張は認容できない。

従って、請求人が求める我孫子市長、我孫子市教育長に求めた返還金についても認容することはできない。

以上のことから、財産の管理を怠る事実（市税が適切に使われていない）が認められなかったため、監査委員2名の合議により本件請求は、理由がないものと認め棄却とする。

3 意見

我孫子市民図書館のサイト内におけるブックリストの更新については、「男女共同参画リスト」、「STEP」、「緩和ケアを知る 100 冊」について図書館館長、図書館館長補佐より、事実確認を行ったところ、「男女共同参画リスト」については、平成 17 年 3 月に作成され、関係部課との協議のうえ、今年度より改訂に向け取り組む方針である。

「STEP」については、平成 13 年に作成され、平成 17 年に改訂され以降は改訂されていなかったが、平成 30 年度に 1 年生、2 年生のリストが改訂された。

「緩和ケアを知る 100 冊」では、厚生労働省、国立がんセンターとの共同事業で、事業終了後もこのコーナーは残し、リストは「緩和ケア普及のための地域プロジェクト」が作成したもので、更新は行っていないことが説明から確認できた。

しかしながら、図書館のブックリストは、図書館利用者にとって、その図書館が自分の求めている図書が有るか否かを検索するツールとして、必要不可欠なものであり、その情報は最新のデータでなければならないと考える。

今後は、リストの更新スパンを短くし、更新されないものについては、その理由等を明確にするなど、利用者に最新の情報を提供できるような手法の構築を望む。